

無届け道内458施設

老人ホーム2年連続全国最多

有料老人ホームの要件に該当するにもかかわらず、必要な届け出をしていない施設が道内で458カ所と、都道府県別で2年連続最多となったことが30日、厚生労働省の調査で分かった。厚生労働省は、施設の安全を行政が監視できないとして届け出を求めている。

厚生労働省によると、全国の

■無届けの有料老人ホームが多い都道府県

都道府県	無届けの施設数	届け出済みの施設数
1 北海道	458	405
2 愛知県	68	560
3 神奈川県	47	674
4 大阪府	43	685
5 沖縄県	39	330

※2014年10月末現在

届け出済みの有料老人ホームは昨年10月末時点で9941カ所、道内は405カ所。一方、要件を満たしているのに届け出をしていない施設は全国961カ所で、道内が半数弱を占めた。前年の調査から全国で50カ所、道内で27カ所増えた。



有料老人ホーム 原則65歳以上の入居者を

対象に、食事の提供、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを行う施設。このうち施設は食事などを提供し、介護は入居者が外部と契約する「住宅型」が増えている。老人福祉法で都道府県などへの届け出が義務付けられ、無届けの場合、30万円の罰金が科せられる。

道内で無届けが多いのは、単身高齢者世帯が多く、持ち家率が低いなどの事情による。道保健福祉部は「無届け施設は費用が安く、低所得者の受け皿になっている」と指摘している。厚生労働省は2013年、届

け出が必要な有料老人ホームの範囲を「入居者10人以上」から「1人以上」に拡大。道内に多い、小規模のいわゆる「高齢者下宿」が対象に入ったことも、無届け施設の急増につながった。